法人市民税額の算出方法と飯田市の税率

法人市民税額は均等割額と法人税割額の合計額によって算出します。

均等割額・・・下表の区分に応じて均等割額を飯田市内に事業所を有していた 月数で月割計算して算出します。

*均等割の税率

地方税法第312条第1項

飯田市

法人等の区分	法人の資本等	飯田市内の 従業者数	税 率 年額 (円)
第1号の法人	1千万円以下の法人	50人以下	50,000
	• 公益法人(法人税法第2条第5号)		
	一部の公益法人	_	50,000
	・人格のない社団等		
	• 一般社団法人、一般財団法人		
	・保険業法に規定する相互会社以外の		
	法人で資本金等の額を有しないもの		
第2号の法人	1千万円以下の法人	50人超	120,000
第3号の法人	1千万円を超え、1億円以下の法人	50人以下	130,000
第4号の法人	1千万円を超え、1億円以下の法人	50人超	150,000
第5号の法人	1億円を超え、10億円以下の法人	50人以下	160,000
第6号の法人	1億円を超え、10億円以下の法人	50人超	400,000
第7号の法人	10億円を超え、50億円以下の法人	50人以下	410,000
	50億円を超える法人	50人以下	
第8号の法人	10億円を超え、50億円以下の法人	50人超	1,750,000
第9号の法人	50億円を超える法人	50人超	3,000,000

※平成27年4月1日以後開始事業年度分の税率区分の資本等は、

「資本金等の額」または「資本金と資本準備金の額の合算額」のいずれか大きい額によります。

均等割額(年額) × (事業所を有していた月数/12) = 均等割額

1月に満たない場合は1月とする

1月以上で生じた端数は切捨て

法人税割額・・・法人税額をもとに算出されます。

*法人税割の税率

地方税法第314条の4第1項

飯田市

法 人 等 の 区 分	税率
1. 資本等の金額(資本金額又は出資金額と資本積立金額との合計)	
が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	8.4%
令和元年10月1日以後開始事業年度	
令和元年9月30日までに開始する事業年度	12.1%
平成26年9月30日までに開始する事業年度	14.7%
2. 1に掲げる法人以外の法人等 令和元年 10月1日以後開始事業年度	6.0%
	0.70/
令和元年9月30日までに開始する事業年度	9.7%
平成26年9月30日までに開始する事業年度	12.3%

法人税額/分割従業者数計×飯田市の分割基準とされる従業者数(千円未満切捨て) (1人未満の端数切上げ)

= 課税標準額(千円未満切捨て)

課税標準額×税率 = 法人税割額(百円未満切捨て)

法人市民税額•••

均等割額 + 法人税割額 = 法人市民税額